

令和5年11月20日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 行政視察の総括について
(2) その他

- 2 調査の経過 11月20日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
所管事務調査については、行政視察の総括を行った。
その他で、入広瀬小学校閉校後の利活用等ワークショップ結果報告について、事務処理誤り等の公表に関する要綱の制定について、特定空家（大浦地内）の進捗状況について、南本町大規模火災の復旧状況について、市有施設に係る電気需給契約（電気調達）について、原子力防災訓練及び弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施報告について執行部から説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 行政視察の総括について

(2) その他

①入広瀬小学校閉校後の利活用等ワークショップ結果報告について

②事務処理誤り等の公表に関する要綱の制定について

③特定空家（大浦地内）の進捗状況について

④南本町大規模火災の復旧状況について

⑤市有施設に係る電気需給契約（電気調達）について

・原子力防災訓練及び弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施報告について

2 日 時 令和5年11月20日 午前9時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、米山北部事務所長、小島総務政策部副部長、
山田秘書広報課長、齋藤管財課長、佐藤防災安全課長

7 書記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会（9：00）

遠藤委員長 開会前ではありますけれども、富永三千敏委員から遅刻の届出がありましたので、報告申し上げます。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本日の委員会でありますけれども、視察後初の委員会ということで、これまでの間に視察で皆さんが学んだこと、あるいは感じたこと等については委員個々の報告書をいただいておりますので、それをスマートディスカッションに入れてございます。また、後で小島総務政策部副部長からもお聞きしたいと思っています。また、報告案件ということで5点執行部からいただいておりますので、審議をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

(1) 行政視察の総括について

遠藤委員長 日程第1、行政視察の総括についてを議題といたします。先日、11月8日から10日の行政視察では大変お疲れさまでした。委員の皆さんから報告をいただきましてありがとうございました。ここでは、お一人ずつ発言をいただかない方向に進めたいと思いますが、後ほど皆さんの感想等を一読をお願いしたいと思います。執行部から参加をされた小島総務政策部副部長から視察の感想についてお聞かせ願いたいと思います。

小島総務政策部副部長 それでは、私から視察に行った感想等を報告させていただきます。皆さんも大変お疲れさまでございました。東北は、いつか私も訪れたいと思っていたところでありまして、東日本大震災の被災地ということで、その後どのようなになったかなという関心はとてもありました。今回の行政視察として行くことができて大変うれしく思っております。被災地でありますけれども、被災後の12年間経過した中で、道路、それからインフラなどがかなり復旧されていたと思いましたが、まだまだ見渡す中では空き地等が目立っておりまして、さらに避難された方が多く、約9割ぐらいがまだ戻ってこれないという状況であるということを知りまして、本格的な復興というのは、まだまだ先であると感じました。それから、紫波町のオガールプロジェクトであります。当市におきまして、オガールプロジェクトのような大型プロジェクトは、なかなか課題が多く実施するには難しいのではないかと感想を持ちました。今後の公民連携の参考に変な感じしております。それから、田村市の移住定住でありますけれども、私の担当としては移住定住が一番メインの仕事となっております。そこに一番関心があったわけなんですけれども、田村市と魚沼市との移住施策、それから空き家の施策については、大分進んでいるかなと思って聞いたんですけれども、魚沼市もそこら辺については、大分進んでいるというか、頑張っただけ対応していると感じました。ただ、移住に関する補助金等につきましては、やはり魚沼市と比べると大分高額の補助金となっております。それから、移住者を集めての移住者交流会など魚沼市では実施をしていないような施策もしていたということでありまして、今後、魚沼市でもそういうことを参考にしていきたいと感じております。空き家対策については、市のために何かしなければいけないということで、自主的に立ち上がった中間支援組織というものが、市内で発足したということもありまして、そこに空き家の関係を委託しておりました。魚沼市にはそういった窓口全般を扱っていただくような組織はございませんけれども、魚沼市でもそういった組織が立ち上がっていただいて、空き家等について対応ができるようなことになればよいかと感想を持ちました。最後ですけれども、2泊3日の市議会の行政視察というのは今回初めてでありました。今までコロナということで、なかなか出席もできなかったんですけれども、その中で岩手県ということで、大分長距離の移動とはなりましたが、総務委員会の皆さんと懇談を持って、大変有意義な2泊3日の行程であったと感じております。

遠藤委員長 それでは、今の小島副部長の意見感想の発表をもちまして、この行政視察については以上としたいと思います。皆さんの意見を取りまとめ、行政視察報告書としてまとめてございます。それを皆さんに配付することで総括とさせていただきます。魚沼市におきましても防災・減災、まちづくり等の参考になることがあったかと思っております。今後、当委員会におきましても引き続き、それら所管の委員としての調査を行ってまいりたいと思っております。以上で行政視察の総括とさせていただきます。

(2) その他

①入広瀬小学校閉校後の利活用等ワークショップ結果報告について

遠藤委員長 日程第2、その他を議題といたします。①入広瀬小学校閉校後の利活用等ワークショップ結果報告についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

米山北部事務所長 それでは資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。(資料「入広瀬小学校閉校後の利活用等ワークショップ結果報告について」、「入広瀬小学校閉校後の利活用について(要望)」により説明)

今後については、市民有志によるワークショップを開催し、利活用方針案を検討することを目的として進めてまいりましたが、この要望を踏まえまして利活用方針決定に向け、ランチルームの開放等庁内調整等を進めてまいりたいと考えております。また、具体策は盛り込まれておらないことから、具体的な取組について、区長会やコミ協と協力したイベント等について、地域と関わりを持ちながら、地域とともに今現在、話し合いを開始しております。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 体育館の活用ですけれども、ランチルームを交流スペースにとということかと思っておりますけれども、体育館自体の運動場としてのその活用、地域の皆さんのスポーツの場としての活用ということは考えていけないのでしょうか。

米山北部事務所長 要望内容については、ランチルームの活用とありますが、その話し合いの中では、体育室についても具体的な策までは出ていませんが、話が出ていますので、今後その部分についても地域と関わりを持ちながら話し合いを持っていきたいと思っております。

大桃委員 先般、伺っていろいろ見させていただきましたけれども、非常に誰しもが利用価値の高いところだなと認識することはあるんだろうなと思って見てきました。また、ワークショップが地元の方々、また魚沼市全体でやってきたかと思うんですけれども、そういう例えば、町場の人たちの考え方の中に、どうしてもやっぱり残るのがこの距離感だと思います。誰に聞いてもいい所なだけけれども、その距離がというところが皆さんから聞こえてくる言葉なので、その辺のところをどう解決していくかということ、まずそれも課題の中に入れながらやっていって、それが解決する方向にあれば、また利用価値というか、幅広く出てくるんだろうなと私は認識しているんですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

米山北部事務所長 まさに委員おっしゃるとおりで、施設自体はまだ新しいですので、距離感の部分、様々な利用価値を上げていくところが今後の課題だと思っております。区長会からも申入れがあり、コミ協にも私から申入れをしておりますので、その部分について、まずは、入広瀬地域でもう少し外から呼べるような、利用価値を高められるようなイベントみたいなものを打っていけるように進めてまいりたいと思っております。

大桃委員 地元の方々にしてみれば、私たちは町場に出かけて行くと。ですから、町場からもこちらに来てもらいたいという考えは根底にあると思って聞いていました。そういう意味からして、先ほど言った距離感というのは、総合的に考えてももっともっと町場の人たちの意見も聞くとか、幅広い意見を聞くとか、いろいろな関係者の方とか、そういった形を

とっていただきたいです。ただ、ワークショップをやるので皆さん来てくださいますということだけではなくて、もっと前を見据えた、例えば、この距離感についてこんな話をしてもらいたいとか、そういうのを含めた中で取り組んでいったらどうかと思っています。もったいない場所ですし、地元としてもやりたいスポーツとか、町場ではやっているポッチャなんかは今後やりたいというふうに思っているわけです。そういう場所にも適している場所でもあるし、ただ先ほど言った距離感的な問題もあるけれども、そういうところは、魚沼市全体でもって、ポッチャがはやっているのであれば入広瀬地域で大会を設けることは可能だと思っていますので、そういうところも含めた中で検討してもらいたいと思いますがいかがですか。

米山北部事務所長 委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後その部分についても検討していきたいと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。本件につきましては、今いろいろな意見も出たようでありますので、引き続き調査をするということで、また報告をいただきたいと思います。それで異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

②事務処理誤り等の公表に関する要綱の制定について

遠藤委員長 次に、②事務処理誤り等の公表に関する要綱の制定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。現状では、職員による法令違反や不適切な事務処理、あるいは不祥事によって不要な公金支出を発生させるなどの損害や市政の信用失墜をもたらした場合において、あるいは、公共施設や市が実施する事業において、事件事故が発生した場合などにおきまして、市ではこれまで、議会報告や報道発表、市民への公表を判断するための基準がなかったことから、速やかな報告ができなかったケースや、そのことで信用失墜が懸念されるような事案もあったことと思います。具体的な例で申し上げますと、先般、保育園の園庭を園児が草刈り作業していたところ、石跳ねによって割れたガラスを園児が踏んでけがをした事故がありましたが、その事故報告が遅れたという事案がありました。そうした場合には、速やかな報告と公表、周知が、議会や市民から求められると思われませんが、今後、その報告、公表といった対応をどの時点で行うかとする判断基準を、要綱で示したものであります。詳細については、秘書広報課長から説明させていただきます。

山田秘書広報課長 それでは、私から説明をさせていただきます。今ほど桑原総務政策部長から説明があったとおりですが、本市では近隣市と同様に懲戒処分については別に公表の基準がありますが、それ以外についての判断基準がありませんでしたので、ともすれば判断できずにうやむやになってしまったり、後手後手になってしまったりというケースも懸念されたところであります。この制定に当たりましては、近隣他市では、懲戒処分の公表基準以外には公表の定めはないということでありまして、全国を見ましても他県、他市の制定しているところの要綱を参考に策定させていただいたものであります。(資料「魚沼市事務処理誤り等の公表に関する要綱の制定について」、「魚沼市事務処理誤り等の公表に

関する要綱（案）」により説明)

制定日ですが令和5年12月1日とさせていただきたいと思っております。他の自治体では個別公表、単発1件とか、そういったことも全てホームページで月一回まとめて公表するなど行っているところもありますが、本市では、重大というか影響が大きい案件につきましての基準とさせていただきまして、報道機関への公表とホームページの公表についての定めとさせていただいたものです。いずれにしましても、こうした要綱を設けることによりまして、報告する必要があることを職員に認識を持ってもらうということ、それから職員の事務ミス防止の意識啓発につながればというふうに思っております。説明については以上とさせていただきます。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　それでは、第4条第2項なんですけれども、括弧1で公表することにより、市民、関係者等に不利益をもたらすおそれがあるものとありますけれども、これの具体的な事例を一つ教えていただきたいと思います。

桑原総務政策部長　ここで具体的な事例というところは、今想定できませんので、こういった案件が不利益と判断できる場合については、公表しないというところでさせていただきたいかと思えます。あくまでも、今ここでどういったものが不利益になるかというところはありますが、一律的に全部公表するというところに判断できない場合もあるかと思えますので、それをここで規定したというものでございます。

佐藤委員　それから、第6条の再発防止策等の報告ですけれども、この前項の規定は、組織的な再犯防止策を講じることが困難な事務処理誤り等については適用しないということがありますが、これは適用しない場合をできれば具体的に記して欲しいということがあります。こちらは、何か具体的に今説明してもらえないでしょうか。

桑原総務政策部長　原則的にこれは、全て再発防止は取り組むといったところで考えておりますので、ここでその適用除外部分については具体的なところについて今は持ち合わせてございません。原則はこの第1項でいくというところでございます。

佐藤委員　やはり公表したり、再発防止策を行うということが基本だと考えますので、できるだけその範囲を広げないように絞って運用していただきたいと思います。いかがでしょうか。

桑原総務政策部長　これが職員の不適切な事務処理ですとか、あるいは事件事故といったものが職員あるいは組織によるものであれば、再発防止というところは立てられるんですけども、それが外からの要因で、第三者からの事件や事故、例えば職員以外の施設利用者ですとか、あるいはそこを訪れた人が起こした事故、そういったものについては、施設側として対策が立てられる部分がありますけれども、凶悪犯が乗り込んできたときに、それをどういうふうに未然に防ぐかというところについては、その動機までを押さえることはできませんので、そういったところがこの第2項に当てはまるものと考えております。あくまでも予防的な部分としてとれるところは、当然ながら第1項の部分でほとんど網羅できるかと思っておりますので、そこについては執行部側で対応させていただきたいと思っております。

山田秘書広報課長　先ほど少し説明をしそびれた部分があったので補足なんです。この様式の中に第1号、第2号ともに合議先に議会事務局も入れてあります。特に、発生時の報

告について報告が上がった時点で、議会事務局側へも報告をしまして、議会事務局長を通して議会の報告が遅れないようにするためということで、本文には記載をしていないんですけども、報告書のルートに入れさせていただいたものであります。

遠藤委員長　それでは、今補足説明の次の部分が説明されましたが、それを踏まえて何か質疑がありましたらお願いします。

富永委員　今の説明に関してではなくて、その前の説明への質問ですが、第4条の第1号、第2号に今後という表現がしてありますけれども、他市のこういった要綱の表現では、今後という言葉が使われているのか、自分が考えるには事後がいいかと思うんですけども、他市の事例とか、この表現を使った理由をお聞かせください。

山田秘書広報課長　他市の事例では、こういった表現が使われていたということで引用させていただいたものであります。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。この要綱でありますけど、今後12月1日をもって施行日ということでありましたので、今後この要綱に基づき改善点、あるいは市職員の動向も含めて調査をしたい部分もございませぬので、本件については、しばらくの間は引き続き調査をするということで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

③特定空家（大浦地内）の進捗状況について

遠藤委員長　次に、③特定空家（大浦地内）の進捗状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは、資料等ありませんけれども、口頭で報告をさせていただきます。特定空家大浦地内の進捗状況についてであります。前回の総務委員会におきまして、空き家の所有者に対しまして法律及び条例に基づいて通知等を送っており、解体への進捗がない場合については、市で行政代執行を進めるため、解体工事の発注準備を進めるというような報告をさせていただきました。その後であります、所有者と数回にわたりまして交渉した結果、所有者により空き家を解体するという事で話がまとまりまして、10月の中旬に解体工事の契約書を市に持参されました。これによりまして、市では解体工事の発注準備を進めておりましたけれども、取りやめることといたしました。なお、これらのことにつきましては、地元大浦区長に連絡済みでありますので、報告を申し上げます。

関連して空き家等解体補助の関係について報告をさせていただきたいと思っております。現在、19件の空き家の解体補助の交付決定をさせていただいております。現在のところ、6件の解体工事が完了したという報告が上がってきておりますので、報告いたします。残り13件につきましては、現在解体すべく進めているところと考えております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。それでは、報告ということでありまして、所有者が解体する方向で進んでいるということでありますので、大変いいことだと思っております。本件につきましては、所有者が解体を決めましたので、委員会とすれば以上としたいと思っておりますが、異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは本件につきましては、解体が済んだときに報告をいただければと思います。調査事業といたしましては以上とさせていた

できます。

④南本町大規模火災の復旧状況について

遠藤委員長 次に、④南本町大規模火災の復旧状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 去る9月26日に発生した南本町大規模火災に関しまして、その後の対応や現場及び被災者の現状につきまして資料はございませんが、防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、私から南本町大規模火災の復旧状況について説明させていただきますと思います。今回、被災された方のうち、全焼半焼の被災者8世帯、それから車庫1棟について説明をさせていただきますと思います。まず現在の被災者の今後の予定ということで、現時点での内容をお話させていただきますと思います。現地での再建予定の方が4世帯、プラス車庫1棟、それから移転予定の方、現地は更地にしますという方が3世帯、それから検討中の方が1世帯という状況になっております。解体について進捗状況につきましては、8世帯、他車庫1棟のうち、若井餅店、それから清花園さんと清花園さんの車庫につきましては、別途個別に対応するということですので、ここで説明はしませんが、それ以外の6世帯の方が一斉解体を行う予定になっておりますので、そちらも説明させていただきますと思います。10月上旬頃に地元の建設業者の方に火災のプロジェクトからそちらに照会を依頼しまして、10月上旬に解体事業者が魚沼環境株式会社に決定したところでございます。その後、10月16日頃に足場の設置、それから10月30日に今回の解体につきましては、被災者と解体事業者の個別の契約となりましたので、こういった契約がされております。11月17日の金曜日から解体工事が始まりまして、12月いっぱい解体作業を行う予定になっております。それから1月に入りまして、解体終了後、被災者の方から市の解体補助金に申請をいただきまして、1月中に補助金の支払いをする予定でございます。今回、被災から1か月半程度たっておりますので、少し時間がたってしまったという中では、まず今回、解体事業者が決まった後に廃棄物の成分調査を行う必要がございました。これにつきましては、最終処分場の事業者からの指示というものがございまして、それに約2週間程度かかっております。それから解体につきましては、個別の契約でございますので、世帯ごとに解体費の見積りを事業者で行うのに、多少時間がかかっております。それから最終処分場の事業者との廃棄物受入れの方法についての最終調整に時間がかかったところであります。最後は、解体は11月13日の月曜日から入る予定だったんですが、部分焼の方のお宅の改修工事との日程が重なってしまいまして、現在の11月17日からの作業ということで始める結果となりました。私から進捗状況については以上です。

遠藤委員長 それでは、これにつきましても質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) ないようですので質疑はこれで終結いたします。解体工事は17日から始まっているということでありまして、1日も早い復興を願っているところではありますが、本件については、まだ始まったばかりでありますので、引き続き調査をすることとしたいと思います。異議ありませんでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのよに決定をいたしました。

⑤市有施設に係る電気需給契約（電気調達）について

遠藤委員長 次に、⑤市有施設に係る電気需給契約（電気調達）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それではこちらにつきましても、資料を基に説明をさせていただきます。電力需給につきましては、電気事業法の改正によりまして、平成28年4月以降に小売業への参入が全面自由化となった関係で、一般家庭を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになったところがございます。しかしながら、近年ではロシア・ウクライナ情勢などが引き金となりまして、その後の電力需給状況が悪化したことなどによって、いわゆる新電力との小売契約の更新ができなくなった事例ですとか、新電力会社の倒産、また、入札した場合において、不調あるいは応札者がいないなどの事例が報じられておりまして、結果として大手電力会社との契約に戻さざるを得ず、その契約金額も従前より高額となってしまうケースがあるようでございます。本市では、近年のこうしたリスク負担を考慮いたしまして、市有施設の電力需給契約を現在東北電力と契約を締結して供給を受けておりますけれども、昨今の電気料金の引き上げなどは、公共施設を多く抱える本市にとりまして、それもまた財政負担となっているところがございます。こうした状況を鑑みまして、本市では新電力への切替えリスクを排除しつつ、電気料負担を低減させる方法を模索しておりましたが、今回説明をさせていただきますエネルギーサービスプロバイダー契約、この資料ではE S P契約と書いておりますけれども、その方法によりまして供給支援事業者によって電気小売事業者を代理選択をする方法で電気料金を引き下げることができると分かりましたので、その取組を始めることといたしました。そのことについて報告をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、管財課長より説明をいたします。

齋藤管財課長 それでは私から資料に基づきまして進めさせていただきたいと思っております。(資料「市有施設に係る電気需給契約について」により説明)

ただ、この仲介業者に対しても契約料金を支払う関係がありまして、こちらが約200万円弱支払う関係がございますので、実質の削減といたしましては、500万円程度の減ということでございます。

遠藤委委員長 これから質疑を行います。ただいまの説明について質疑はございませんか。

森島委員 3番の対応策の株式会社エネリンクと4番の項目の供給開始日の括弧3小売電気事業者の株式会社エネットはどういう関係なんですか。

桑原総務政策部長 このエネリンクというのが安い電力会社を仲介して探してくれる事業者になります。そこと、2ページ目の別紙に書いてあるところを御覧ください。このエネリンクと市がE S P契約と書いてありますが、エネルギーサービスプロバイダー契約といって、そこで、この契約をするとエネリンクという会社が、市の代理人となって安い電力供給者、要するに小売電気事業者を探してくれるというものであります。今回は、そこから株式会社エネットというところを探してもらい、エネットと市が供給契約を結ぶということになります。いわゆる代理人がエネリンクということで、代理人契約を結ばせてもらったということでございます。

森島委員 もう一点お願いします。この40施設の中で、生涯学習施設の中で広神球場は、こ

のように取り扱わないんですか。個別で分からなければよろしいです。

齋藤管財課長　こちらに記載されておりますのが、高圧の電気を受電している所になっておりまして、この契約内容自体が高圧の施設で実際に今供給できるところであったとしても、高圧を出してないような所は、今回のところから外れております。

桑原総務政策部長　補足をさせていただきます。広神球場については、高圧受電はしてるんですが、ここは現在、指定管理に出してる施設でございますので、指定管理事業者が既に市の契約から切り離れた上で、指定管理者が電力事業者と契約をしているということでございます。したがって、広神球場以外にも市有施設がございますが、そういった指定管理施設については、今現在市と直接契約はしておりませんのでここには掲載していないということでございます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員　この仲介事業者も小売事業者もそれぞれしっかりした事業者であることが求められるかと思えますけれども、このエネリンクという仲介事業者は、いろんな自治体とかなり実績のある仲介事業者なんでしょうか。

桑原総務政策部長　調べましたところ、このエネリンクを代理人契約として締結している代理人と言いますか、E S P契約としている自治体でございますけれども、全国に約百近くあるということでございます。近県でいいますと長野県飯山市、中野市、千曲市辺りが挙がっておりますし、あと岐阜県可児市ですとか、あとは、愛知県、静岡県、三重県、そういったところも契約している自治体を確認してございます。

佐藤委員　それから、小売事業者の株式会社エネットも新電力としてかなり実績のある会社なんでしょうか。

桑原総務政策部長　この株式会社エネットでございますが、こちら調べましたところ、新電力としては東京ガス、大阪ガス等が株主となっております、そちらの天然ガスの火力発電所を元にして供給をしている会社ということが確認できております。

佐藤委員　もし万一、こういう事業者が倒産した場合には、このE S Pが契約需給額を補填するということなんですけれども、これは全額やってもらえるんでしょうか。それとも部分的になるんでしょうか。

桑原総務政策部長　これは補填ではなくて、この供給先が仮に倒産廃業となった場合には、代わりにほかの安いところを探して、そこと契約先を探してくるということでございます。

佐藤委員　この資料では、契約受注者が補填ということを書いてありますけれども、その内容が新規事業者を探すということなんでしょうか。

齋藤管財課長　一時的に東北電力と最終保障電力を結ばなければならなくなったときには、どうしてもその分は2割増しますので、その増額分については、その仲介業者のエネリンクが補填してくれるということです。

佐藤委員　それからエネットですけれども、これは東京ガスですとか、大阪ガスが株主ということなんですけれども、発電設備を持っている新事業者なんでしょうか。

桑原総務政策部長　先ほどうまく説明できなかった部分もあったか分かりませんが、大阪ガスや東京ガスが持っている発電施設、それを供給してもらったということでございますので、今でもこの株式会社エネットが自分のところでそういう発電施設を持っているといったところとは、意味合いが違うものと理解しております。

佐藤委員　この削減可能額が700万円程度で、その内200万円ほどは、エネットとの契約料が引かれて実質500万円ということなんですけれども、これは大本の全体の電力料金としては何百万円、何千万円あって、そのうちの700万円程度ということですか。

桑原総務政策部長　E S P 契約の契約料金が200万円というのは、これはエネットではなくて、エネリンク、仲介業者に支払う契約料金でございます。それとエネリンク以外でエネットと今回契約を結ばせてもらった中で、700万円ほど削減というのは、先ほどこの資料で御覧いただいた、市有施設が40施設くらいあるんですけれども、これの東北電力に支払っている料金なんです、そこと比較して大体700万円くらい出てくるところを試算したものでございます。

遠藤委員長　施設の合計とかはいいですか。市有施設の電気料金を東北電力に支払った場合の金額ということを知りたいと思いますが。

桑原総務政策部長　これは、東北電力にこの40施設分を現行契約のまま支払った年額でいうと約7,600万円ほどの電気料金になります。それが大体700万円強の削減になると。今後は新たにエネットと契約したことによって700万円強の削減になるというものでございます。

齋藤管財課長　今の部分について、基本料金の部分はその金額ということで、全体の電力量に応じた総額ということになりますと、この40施設で東北電力で2億8,900万円の総額となっております。それがエネットにすることで、2億8,100万円になるということで、割合としましては、約2.5%の減というようなこととなります。

遠藤委員長　ほかにありませんか。

富永委員　このプロバイダーの仕事をされるエネリンクと契約するわけですが、同様な事業をしている他の会社はなかったのでしょうか。

齋藤管財課長　同様の紹介をしている業者は何社かあるというふうに聞いております。ただ、私どもで提案をした、この40施設を全部対応してくれるというところが、このエネリンクしかなく、またその小売業者が倒産した場合に増額分を全部補填してくれるところが、エネリンクしかなかったというようなことであります。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。本件については、結果等もあろうかと思しますので引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

それでは、ほかに執行部から報告事項等がありましたらお願いいたします。

・原子力防災訓練及び弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施報告について

桑原総務政策部長　それでは、資料はございませんが、原子力防災訓練を先月10月29日に実施いたしました。また、先般の11月11日は、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施いたしました。この2件についての実施報告を防災安全課長からさせていただきます。

佐藤防災安全課長　私からこの2つの防災訓練について説明をさせていただきます。まず、10月29日に行われました新潟県原子力防災訓練についてでございます。この訓練につきましては、新潟県の地域防災計画に基づきまして、国、県それから市町村及び防災の関係機関が相互の連携や防災技術の習熟を図るために実施されているものでございます。今年は10月27日から29日の3日間にわたって、災害対策運営訓練を行いました。これは、県庁や

原発の施設で行われた訓練ですが、これと住民避難訓練等が県内各地で行われました。このうち魚沼市は10月29日に行われた住民避難訓練に参加しまして、原発からおおむね半径5キロメートルから30キロメートル圏の範囲に指定されている、いわゆるUPZ区域の中にあります長岡市の小国地域、それから山古志地域の住民を89名受入れを行いました。訓練の内容につきましては、堀之内の除雪ステーションで県による放射線のスクリーニング作業がありまして、それを終えた住民が、まずは堀之内の公民館に来て受付を行って、その後、本番は市内の各指定避難所に避難するというような想定になっているんですが、今回は最終的に湯之谷小学校の体育館に避難を行いました。本市のほかにも、村上市、見附市、湯沢町、十日町市、津南町、上越市、妙高市が住民の受入れを行ったところでございます。今回の訓練を通しまして、実際に原発事故が発生した際に、こういったUPZ区域の住民を受入れるということになっておりますが、実際に受入れを行うそういった余力が魚沼市にあるのかということのを改めて考える機会になりました。当市としましては、UPZ区域外にはありますけれども、例えば冬期間の避難や、それからヨウ素剤の配布、それから住民の避難、そういったことを改めてもう一度考えていかなければいけないなということで考える機会となりました。

それから続きまして11月11日に行われました国民保護の防災訓練についてでございます。これは弾道ミサイルを想定した住民避難訓練ということになっております。これにつきましても内閣官房、それから消防庁、新潟県、魚沼市が共同で実施したものでございます。昨年度、県より訓練への呼びかけがございました。本市のほかにも新潟市、新発田市、佐渡市、見附市の計5市が参加の表明をして今回行ったものでございます。当日は9時半からこの庁舎2階の防災安全課の事務室において市長、総務政策部長、それから私たち防災安全課員によって初動対応訓練を行いました。その後、10時半から本庁舎の1階ロビーと屋外の雁木テラスを会場に住民避難訓練を行いました。県内の他市の住民避難訓練では、地域の住民や学校に動員をかけて訓練への参加を呼びかけたんですが、本市につきましては、防災食の試食イベントを開催して参加者を集め、そのイベントの最中にJアラートが鳴り避難を行うといったシナリオで訓練を実施しました。動員による事前の受付を行わなかったもので、参加者がどれだけ集まるかということで、すごく不安があったんですが、結果的には親子連れを中心に54名から参加をいただきました。防災食の試食では、期限切れ間近の備蓄品を使いまして、食生活改善推進員の方々からひと手間加えておいしく食べれる防災食ということで準備をして、参加者の方から食していただきました。その後、11時34分に模擬Jアラートが鳴りますので、鳴ったのを合図に参加者からは、庁舎内を移動して窓から離れた1階の通路奥、税務課のほうになります。そこまで避難をしてもらって、その後4分後に解除のJアラートが鳴るんですが、それまでの間、その場で身をかがめて安全姿勢の取り方等を学んでいただきました。このほか、当初、本庁舎近くのこの周辺のみでの訓練を想定したんですが、できるだけ多くの市民から参加いただいて魚沼市民が一体となって取り組めるように、10月25日の広報紙で周知を行いまして、市内全域に防災無線による放送を行いました。全市民を対象とした取組というのは、今回行った県内5市のうち、本市のみが実施したところでございます。私からの説明は以上となります。

遠藤委員長 報告案件であります。確認等がありましたら質疑をお願いします。

佐藤委員 今回他市からも89名を受入れたということなんですけれども、こういう中で炊き

出しの訓練ですとか、そういったことをやられたのですか。

佐藤防災安全課長　今回は、特に炊き出しの訓練とか行わず、今回のテーマは、来た方の受付を今回、二次元バーコードを使って行ったんですけども、そういった媒体を使っていかにスムーズに行えるかということを中心にありましたので、特にその方々への炊き出しとかは行いませんでした。ただ、長岡市の指示でお昼近くになったんでお弁当を出してくださいということで、県の費用で湯之谷小学校でお弁当は出しました。

佐藤委員　今回の訓練の中で、冬季の場合の避難の仕方ですとか、ヨウ素剤の配布ですとか、そういったところはいろいろ問題として感じられたということかと思えますけれども、当市は避難受入れは、2万人を超えるような人数になると思いますし、事前の準備が必要だと思います。実際その対応が本当に可能かどうかというところをまた検討していただきたいと思えます。

遠藤委員長　報告案件でありますので、これは、要望としてお願いいたします。これで質疑を終結いたします。ほかに執行部からありませんか。(なし) ほかに委員の皆さんから執行部に対して協議事項等はありませんか。(なし) ないようでしたら、本日の日程は全て終了いたしました。会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（10：09）